

第 2 節 廃棄物対策

第 1 産業廃棄物処理対策

1 産業廃棄物管理計画の推進

生活環境の保全に加えて、省資源・省エネルギー、さらには地球環境の保全を図るため、「大阪府産業廃棄物管理計画」（平成 4 年 3 月策定）に基づき、その推進に努めた。

本計画は、平成13年度を目標年度とし、「廃棄物管理」という基本理念に立ち、「排出管理」「減量化」「適正管理」の 3 つを基本目標として所要の施策を推進するものである。

2 排出事業者への指導

(1) 事業者処理責任の徹底

「事業者処理責任の原則」に基づき、排出事業者に対する処理実績報告書の徴収や立入検査、関係（業界）団体に対する説明会の開催及び関係（業界）団体との協議等を行い、指導の徹底を図った。また、排出事業者が自ら産業廃棄物の処理ルートの管理を行うため、処理委託の際にマニフェスト（積荷目録）を交付するよう普及指導を行った。平成 5 年度の指導状況は 2-19 表のとおりである。

2-19表 排出事業者に対する指導状況（平成 5 年度）

区 分		件 数	備 考
立 入 検 査	特別管理産業廃棄物 （特管産廃）関連事業所	186	特管産廃を生ずる事業所及び有害物質等使用 ・特定施設設置事業所
	処理施設関連事業所	40	産業廃棄物処理施設を設置する事業所
	建設業者	22	
	その他	112	主としての上記以外の製造業者
	合 計	360	
検体採取・水質検査実施数		170	
報 告 書 の 徴 収	有害産業廃棄物排出者	497	廃棄物処理法18条
	産業廃棄物処理施設設置者	199	廃棄物処理法18条
	多量要綱対象者	0	
	建設指導要綱対象者	825	資本金1億円以上の建設業者
	その他	1,959	埋立処分場設置者、PCB使用電気機器保管 者、その他指導対象事業者
	合 計	3,480	

(2) 多量排出事業者及び建設業者に対する指導

多量に産業廃棄物を排出する事業者に対して、「多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱」に基づき、処理計画の策定や処理実績報告書の徴収など指導を強化した。さらに、製造工程の新設や増設に際し、廃棄物の発生量や処理方法等を事前に予測評価する「廃棄物アセスメント」の考え方を導入

した要綱（平成6年4月施行）の改訂を行った。

また、建設業者に対して、「建設業者における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」に基づく指導を行うほか、関係（業界）団体に対して説明会を開催し、廃棄物処理法及び「建設廃棄物処理ガイドライン」（平成2年5月厚生省策定）の周知徹底を図った。

さらに、庁内公共工事発注部局と組織した「公共工事における廃棄物適正処理連絡会」（昭和61年10月）において、廃棄物の適正処理や建設業者の指導監督等について情報交換等を行うとともに、掘削工事に伴う汚泥と土砂の判断区分を明確にして工事発注に際し適正な処理費用の積算が行われるようにした。

(3) 特別管理産業廃棄物対策

廃棄物処理法に基づき、人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を排出する事業者の把握に努め、啓発リーフレットの作成・配付を行うとともに、適正処理を重点的に指導した。

平成5年度においては、特に感染性廃棄物について、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成4年8月厚生省策定）に基づく処理を促進するため、説明冊子を作成し、医療関係機関に配付するとともに、関係（業界）団体に対して説明会を開催し、周知徹底を図った。

また、PCB使用電気機器保管者に対して、報告書の徴収や立入調査により保管状況の調査を行った。

3 産業廃棄物処理業者の許可及び指導

廃棄物処理法に基づき、大阪府知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者数は、平成5年度末現在で3,575である（2-20表）。

許可業者に対して、事務所、処理施設等への立入指導・検査や業務実績報告書の徴収などを通じて指導監督を行うとともに、許可にあたっては「大阪府産業廃棄物事務実施要領」に基づき、事前審査を実施した。また、処理技術等の向上を図るため講習会を開催した（2-21表）。

2-20表 産業廃棄物処理業者の状況（大阪府知事許可分）

区 分		平成5年度許可 (指定) 件数	平成5年度末現在の 許可(指定)業者数
産業廃棄物収集運搬業		445	3,237
	うち積替えを含む	11	64
産業廃棄物処分業		19	92
	うち中間処理	14	82
	うち最終処分	5	10
特別管理産業廃棄物収集運搬業		228	230
特別管理産業廃棄物処分業		17	16
合 計		709	3,575
別	産業廃棄物 再生輸送業	2	11
掲	再生利用業 再生生活用業	0	1

(注) 1 大阪市、堺市、東大阪市で営業する場合は別途当該市長の許可が必要。

2 許可件数は新規・更新・変更許可を合計した数。

2-21表 産業廃棄物処理業者に対する指導状況

区 分		件 数
立 入 検 査	産業廃棄物収集運搬業	177
	産業廃棄物処分業	303
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	24
	特別管理産業廃棄物処分業	35
	産業廃棄物再生利用業	1
	合 計	540
検体採取・水質検査実施数		116
業務実績報告書提出数		2,228

4 産業廃棄物処理施設の設置許可及び指導

廃棄物処理法に基づき設置許可を受けた産業廃棄物処理施設（449施設）に対して、使用前の検査を行うとともに、排出事業者や産業廃棄物処理業者への立入検査の際に、許可対象にならない施設も含め、産業廃棄物の処理方法や施設の維持管理について、指導を行った（2-22表）。

2-22表 産業廃棄物処理施設設置許可状況

施 設 の 種 類		平成5年度許可件数		平成5年度末の設置状況	
			知事許可		知事許可
中 間 処 理 施 設	汚でいの脱水施設	19	12	307	167
	汚でいの乾燥施設	0	0	8	6
	汚でいの焼却施設	2	1	17	8
	廃油の焼却施設	2	0	24	9
	廃プラスチック類の破碎施設	0	0	7	2
	廃プラスチック類の焼却施設	7	5	49	35
	その他の施設	2	0	16	0
最 終 処 分 場		2	1	21	12
合 計		34	19	449	239

（注）知事許可施設は、大阪市、堺市、東大阪市域以外の府域における施設を指す。

5 産業廃棄物処理事業の振興

産業廃棄物処理施設の整備に対する債務保証や新技術の開発・起業化のための助成等を行う（財）産業廃棄物処理事業振興財団（平成4年12月設立）に対して、国や他の都道府県等とともに拠出を行った。

第2 一般廃棄物処理対策

1 一般廃棄物処理施設の整備に対する助成

施設の増設や老朽化に伴う更新など市町村が行う施設整備に対して、技術的援助を行った。また、ダイ

オキシソ対策用測定器設置について、池田市に439万円を交付した。

なお、一般廃棄物処理施設の新・増設について、8市町5事務組合に対して、国庫補助金112億円が交付された。

2 公害防止施設の整備に対する助成

一般廃棄物（ごみ）焼却炉の公害防止設備（洗浄集じん装置）の稼働に要する経費等について、大阪市ほか13市町9事務組合に対して3億2千万円を交付した。

第3 ごみの減量化・リサイクルの推進

1 廃棄物減量化・リサイクル推進会議

(1) 概要

リサイクル社会の構築を目指した取組を進めるため、平成3年8月に設置した「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」（府・市町村・事業者団体・住民団体及び学識経験者で構成）において、ごみの減量化・リサイクルについての調査研究や各種の啓発事業を実施した。

(2) 事業

① ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの普及・実践

事業者・住民・行政の果たすべき役割とその役割を踏まえた具体的な行動をとりまとめた「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」（平成4年5月策定）の普及・実践に努めた。

② エコショップ制度の普及・推進

簡易包装や容器の回収、再生品を利用したエコマーク商品の販売等に積極的に取り組む小売店を「エコショップ」（ごみ減量化・リサイクル推進宣言店）として登録する制度（平成4年9月創設）の普及・推進に努めた。

なお、平成6年3月末現在のエコショップの登録数は586店である。

③ リサイクルフェアの開催

「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」では、9月を環境美化月間と定めている。平成5年度は、「考えようごみ減量、やってみようリサイクル!!それはあなたの暮らしから……」をテーマに、各種団体・企業の参加を得て「リサイクルフェア'93大阪」を開催し、ポスター絵画展、リフォームファッションショーなどの啓発事業を行った。

また環境美化月間の啓発ポスター・カレンダーの作成・配付を行った。

④ 調査・研究事業の実施

ペットボトルの回収・再資源化事業を実施するため、住民・事業者・行政の連携、役割分担について調査・検討を行った。また、ごみ処理費用の適正負担についても、調査・検討を行った。

2 廃家電リサイクルモデル事業

廃家電製品のリサイクルルートづくりを行うとともに、「もの」を大切にするという意識を啓発するため、不要になった家電製品のうち再生可能なものを回収し、シルバー人材による補修を行い、府下の留学生に無償で提供する「廃家電リサイクル事業」を（株）千里リサイクルプラザに委託し実施した。

3 流域下水道資源リサイクル計画（ミラクルプラン）の推進



環境にやさしい下水道事業を推進するため、平成5年2月に「大阪府流域下水道資源リサイクル計画」(ミラクルプラン)を策定し、府内の流域下水処理場から発生する処理水や汚泥等を資源として有効利用を行うリサイクル事業に取り組んでいる。

平成5年3月、安威川流域下水道中央処理場において、汚泥溶融炉(70トン/日)から発生する汚泥溶融スラグをリサイクルするため、日本初の「スラグ粒調磁選設備」が完成し、新しく生まれ変わった資源を新骨材「スラグストーン」と名付け、平成5年7月より販売を開始した(2-23表)。

2-23表 下水汚泥のリサイクル量(スラグ石トンの供給実績)

品目	インターロッキング ブロック	花壇等	建築構造物の 吹き付け材	すべり 止め材	道路用 路盤材	その他 場内利用	合計
数量 (トン)	172	5	16	5	858	524	1,580

(注) 供給実績：平成5年7月～6年3月

4 再生資源の利用促進

中小企業者の再生資源の利用に関する事業活動を促進するための必要な情報提供事業を創設するとともに、「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」の活用促進を図った。

5 廃棄物再生事業者の登録

廃棄物再生事業者登録制度(平成4年12月創設)により、府域においても、再生事業者の登録を行った(2-24表)。

6 市町村における取組

府下市町村においては、ごみの減量化・リサイクルを推進をするため、分別収集に努めるとともに、住民活動に対する支援や啓発事業を実施している(2-25表)。

分別収集は、平成5年度末現在、一部地域で実施している6市を含めて府下44市町村で実施されている。分別収集の内訳は、可燃ごみと不燃ごみと資源ごみの分別が31市町、可燃ごみ又は混合ごみと資源ごみの分別が12市町村、可燃ごみと不燃ごみの分別が1市である。

また、省資源・省エネルギーの観点から、ごみ処理施設の排熱を発電や暖房、給湯に利用する余熱利用が20施設で行われた。

2-24表 廃棄物再生事業者の登録状況

(平成6年3月末現在)

再生事業 の種類	古紙	金属くず	空びん ガラス屑	繊維くず	その他	合計
登録者数	76	57	7	5	2(2)	147(127)

(注) 2種類以上の登録を行っている者があるため「その他」及び「合計」はのべ数となる。

()内は実数(登録者数)

2-25表 市町村における取組状況（平成5年度）

区 分	取 組 内 容	市町村数
住民活動に対する支援	集団回収に対する助成	31
	コンポスト容器、空き缶プレス器等の物品貸与	32
	牛乳パック保管・回収場所等の提供	13
啓発事業の実施	減量化・リサイクル協議会等の設置	25
	イベント等の開催	30
	ビデオ、パンフレット等の作成	23

第4 最終処分場等の確保

1 ㈱大阪産業廃棄物処理公社事業の推進

産業廃棄物は、排出事業者が自ら処理することとされているが、府域は面積が狭く、都市化が進んでいる状況などから産業廃棄物の処理・処分の全てを事業者自ら行うことは困難となってきた。

そこで、府では、産業廃棄物の適正処理を促進するため、昭和46年に大阪市と共同出資により㈱大阪産業廃棄物処理公社を設立し、堺第7-3区で産業廃棄物の埋立処分事業を実施している。また、昭和56年から堺第7-3区内に大阪産業廃棄物中間処理センターを設置し、有害汚水等を対象に、その無害化、安定化を図る中間処理事業を実施している。平成5年度の埋立処分量は約201万トン、中間処理量は約647トンであった。

府では、これらの事業を円滑に進めるため、同公社に必要な技術的援助を行うとともに、搬入予定の産業廃棄物について検査分析や排出事業者への立入調査を実施するなど、環境保全に努めた。

平成5年度には、公有水面埋立法に基づく埋立事業が竣工し、海面埋立は終了した(平成6年3月15日)。また、今後5ヵ年の廃棄物処分業更新の許可を得て(同6年3月16日)、「ベイリニューアルゾーン・堺北エリア開発整備構想試案」に示された丘陵の造成などを行っている。また、一次処分地の一部(15.5ha)を昭和61年から「みなと堺グリーンひろば」として、府民が手軽にスポーツレクリエーション活動に利用できる広場として開放している。

なお、同公社では、この他、①大阪市北港における最終処分事業及び②クリーン大阪センターにおける中間処理事業を行っている(2-26表)。

2-26表 堺第7-3区における産業廃棄物処理事業の概要

名 称	位 置	施 設 の 概 要		対 象 物
堺第7-3区埋立 処分事業	堺市築港新町 3・4丁	面 積	280 ha	残土、建設廃材、 燃え殻、汚泥、 鋳さい、ガラスくず等
		埋立容量	2,440 万 ^m	
大阪産業廃棄物 中間処理センター	堺市築港新町 4丁2番	コンクリート 固 型 化	処理能力 5 トン/日	有害汚泥、有害ダスト 類
		コンクリート 固 化	処理能力 15 トン/日 10 トン/日	有機性汚泥 有害汚泥
		焼 却	処理能力 20 トン/日	廃油、油泥、有機性汚 泥

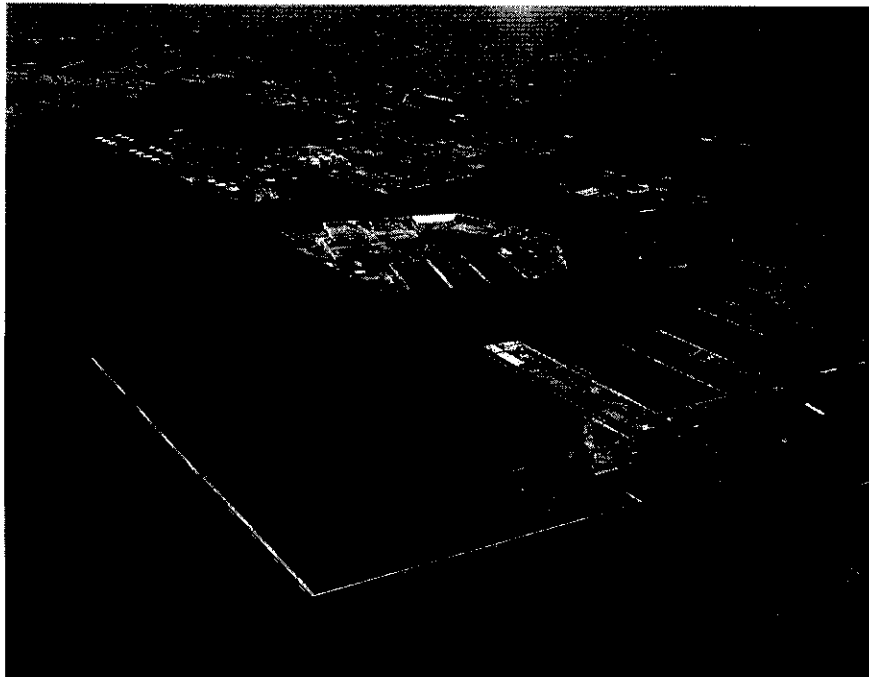
2 大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）の推進

府は府下市町村及び近畿の地方公共団体と協力し、①大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物の適正処理による生活環境の保全、②港湾の秩序ある整備による港湾機能の再編・拡充、③新たな埋立地を活用した地域の均衡ある発展への寄与を目的として、昭和57年3月に大阪湾広域臨海環境整備センターを設立し、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）を促進している。平成5年度の泉大津沖処分場の埋立処分量は1,462千㎡、累積処分量は2,449千㎡であった。

府では、泉大津沖処分場及び搬入基地周辺の環境を保全するため、「大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る大阪府域環境保全協議会」を運営するとともに、大阪湾広域臨海環境整備センターが設置する適正受入協議会の審査の一員として、搬入を予定する産業廃棄物について検査分析や排出事業者の立入調査を実施するなど、環境保全に努めた（2-27表）。

2-27表 フェニックス事業の概要

名 称	位 置	施 設 の 概 要	対 象 物
泉大津沖処分場	堺泉北港	面 積 203 ha	一般廃棄物、 産業廃棄物、残土、 しゅんせつ土砂
	泉大津市汐見町地先	埋立容量 3,000 万㎡	
尼崎沖処分場	尼崎西宮芦屋港	面 積 113 ha	しゅんせつ土砂
	尼崎市東海岸町地先	埋立容量 1,500 万㎡	
搬 入 施 設	播磨、神戸、尼崎、大阪、堺、泉大津、和歌山、津名		



泉大津沖処分場（フェニックス事業）